制度脱退に係る申請書

提出日　　　　年　　月　　日

株式会社証券保管振替機構　御中

株式会社ほふりクリアリング　御中

印＊

※Target保振サイトで御提出される場合は、商号又は名称及び連絡先のみ御記入ください。押印も不要となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 本店・主たる  事務所の所在地 |  |
| 代表者役職・氏名 |  |
| （連絡先） | 部署名／担当者 | ／ |
|  | 電話番号 | - - |
|  | E-Mail | @ |

当社は、株式会社証券保管振替機構及び株式会社ほふりクリアリングが運営する各制度について、下記のとおり、申請いたします。

記

1. 対象制度及び申請内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 制度 | 申請内容 | 該当 | 日付（注１） |
| 株式等振替制度 | ・投資信託受益権（ETF）の取扱いの同意取消 |  |  |
| ・受益証券発行信託の受益権の取扱いの同意取消 |  |  |
| ・機構加入者口座の廃止（注２） |  |  |
| ・間接口座管理機関の承認取消 |  |  |
| ・発行代理人及び支払代理人の指定取消 |  |  |
| ・資金決済会社の登録取消 |  |  |
| ・指定株主名簿管理人等の指定取消 |  |  |
| ・受託会社の指定取消 |  |  |
| 一般債振替制度 | ・一般債の取扱いの同意取消（注２） |  |  |
| ・機構加入者口座の廃止（注２） |  |  |
| ・間接口座管理機関の承認取消 |  |  |
| ・発行代理人及び支払代理人の指定取消（注２） |  |  |
| ・資金決済会社の登録抹消（注２） |  |  |
| 短期社債振替制度 | ・短期社債等の取扱いの同意取消（注２） |  |  |
| ・機構加入者口座の廃止（注２） |  |  |
| ・間接口座管理機関の承認取消 |  |  |
| ・発行代理人及び支払代理人の指定取消（注２） |  |  |
| ・資金決済会社の登録抹消（注２） |  |  |
| 投資信託振替制度 | ・発行者の登録抹消（注２） |  |  |
| ・機構加入者口座の廃止（注２） |  |  |
| ・間接口座管理機関の承認取消（注２） |  |  |
| ・日銀ネット資金決済会社の登録抹消（注２） |  |  |
| ・受託会社の登録抹消（注２） |  |  |
| 外国株券等  保管振替決済制度 | ・外国株券等機構加入者口座の廃止 |  |  |
| 決済照合システム | ・決済照合システムの利用中止 |  |  |
| 一般振替DVP制度 | ・清算資格の喪失 |  | － |

（注１）最終利用日の翌日又は合併日等を暦日で記入してください。

（注２）合併等による制度脱退の場合、別紙１～４を記入してください。

1. 制度脱退に係る記入欄

（１）株式等振替制度

　①　投資信託受益権（ETF）・受益証券発行信託の受益権の発行者

|  |  |
| --- | --- |
| 発行者コード |  |

　②　機構加入者

|  |  |
| --- | --- |
| 機構加入者コード（上５桁） |  |

　③　間接口座管理機関

|  |  |
| --- | --- |
| 口座管理機関コード |  |
| 顧客口所在コード① |  |
| 顧客口所在コード② |  |
| 顧客口所在コード③ |  |

　　　④　発行代理人及び支払代理人

|  |  |
| --- | --- |
| 発行代理人及び支払代理人コード |  |

　　　⑤　資金決済会社

|  |  |
| --- | --- |
| 資金決済会社コード |  |

　　　⑥　指定株主名簿管理人等

|  |  |
| --- | --- |
| 株主名簿管理人コード |  |

　　　⑦　受託会社

|  |  |
| --- | --- |
| 受託会社コード |  |

　（２）一般債振替制度

　　　①　発行者

|  |  |
| --- | --- |
| 発行体コード |  |

　　　②　機構加入者

|  |  |
| --- | --- |
| 機構加入者コード（上５桁） |  |

　　　③　間接口座管理機関（注３）

|  |  |
| --- | --- |
| 口座管理機関コード① |  |
| 直近上位機関名① |  |
| 上位機関名① |  |
|  |
| 口座管理機関コード② |  |
| 直近上位機関名② |  |
| 上位機関名② |  |
|  |

　　　（注３）直近上位機関が直接口座管理機関である場合には、上位機関名欄は記入不要です。

直近上位機関が間接口座管理機関である場合には、上位機関名欄に直近上位機関の上位機関を直接口座管理機関に至るまで記入してください。

　④　発行代理人及び支払代理人

|  |  |
| --- | --- |
| 発行代理人及び支払代理人コード |  |

⑤　資金決済会社

|  |  |
| --- | --- |
| 資金決済会社コード |  |

（３）短期社債振替制度

　　　①　発行者

|  |  |
| --- | --- |
| 発行者コード |  |

　②　機構加入者

|  |  |
| --- | --- |
| 機構加入者コード（上５桁） |  |

　　③　間接口座管理機関（注３）

|  |  |
| --- | --- |
| 口座管理機関コード① |  |
| 直近上位機関名① |  |
| 上位機関名① |  |
|  |
| 口座管理機関コード② |  |
| 直近上位機関名② |  |
| 上位機関名② |  |
|  |

　　　（注３）「（２）一般債振替制度　③　間接口座管理機関」を参照してください。

　④　発行代理人及び支払代理人

|  |  |
| --- | --- |
| 発行代理人及び支払代理人コード |  |

⑤　資金決済会社

|  |  |
| --- | --- |
| 資金決済会社コード |  |

（４）投資信託振替制度

　　　①　発行者

|  |  |
| --- | --- |
| 発行者コード |  |

　　②　機構加入者

|  |  |
| --- | --- |
| 機構加入者コード（上５桁） |  |

　　　③　間接口座管理機関（注３）

|  |  |
| --- | --- |
| 直近上位機関名 |  |
| 上位機関名 |  |
|  |
|  |

　　　（注３）「（２）一般債振替制度　③　間接口座管理機関」を参照してください。

　　　④　日銀ネット資金決済会社

|  |  |
| --- | --- |
| 日銀ネット資金決済会社コード |  |

⑤　受託会社

|  |  |
| --- | --- |
| 受託会社コード |  |

　（５）外国株券等保管振替決済制度

|  |  |
| --- | --- |
| 機構加入者コード（上５桁） |  |

（６）決済照合システム

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関識別コード |  |

（７）一般振替DVP制度

　　　①　清算資格の喪失申請理由

|  |  |
| --- | --- |
| 清算資格の喪失申請理由 |  |

　　　②　清算資格の喪失に係る日程表

|  |  |
| --- | --- |
| 清算資格喪失に係る項目 | 日程 |
| 一般振替DVPの利用最終日 |  |
| 清算資格喪失希望日（注４） |  |

（注４）清算資格喪失日は、参加者基金の適切な管理のため、毎月第５営業日に限定しています。ただし、DVP参加者との合併又は日本法人化等に伴う清算資格喪失についてはこの限りではありません。また、清算資格喪失に先立って、機構加入者口座を廃止すること又は決済照合システムを利用中止することはできません。

以　上

別紙１

【株式等振替制度】

　合併等の効力発生日の前営業日における夜間バッチ処理にて、以下のとおり、区分口座の移管を依頼いたします。

１．移管先について

|  |  |
| --- | --- |
| 移管先機構加入者名 |  |
| 移管先機構加入者コード（上５桁） |  |

２．区分口座の移管について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分口座の移管 | | | | | |
|  | 移管元  区分口座 | 移管先  区分口座 |  | 移管元  区分口座 | 移管先  区分口座 |
| (1) |  |  | (6) |  |  |
| (2) |  |  | (7) |  |  |
| (3) |  |  | (8) |  |  |
| (4) |  |  | (9) |  |  |
| (5) |  |  | (10) |  |  |

（注１）一つの移管元口座から複数の移管先口座を指定した移管はできません。

複数の移管元口座から一つの移管先口座を指定した移管は可能です。

　　（注２）外国株券等機構加入者の保有する外国株券等区分口座につきましても移管されます。

以　上

別紙２

【一般債振替制度】

合併等の効力発生日の前営業日における夜間バッチ処理にて、以下のとおり、区分口座の移管及び各種コードの洗換えを依頼します。

１．機構加入者に係る事項

（１）口座残高の移管

|  |  |
| --- | --- |
| 移管先機構加入者名 |  |
| 移管先機構加入者コード（上５桁） |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分口座の移管 | | | | | |
|  | 移管元  区分口座 | 移管先  区分口座 |  | 移管元  区分口座 | 移管先  区分口座 |
| (1) |  |  | (4) |  |  |
| (2) |  |  | (5) |  |  |
| (3) |  |  | (6) |  |  |

（注１）一つの移管元口座から複数の移管先口座を指定した移管はできません。

複数の移管元口座から一つの移管先口座を指定した移管は可能です。

（２）消滅会社等に係る効力発生日以降を決済日とする申請データ等

「（１）口座残高の移管」で移管先口座として指定したコードに洗い換える。

２．発行者に係る事項

存続会社等のコードに洗い換える。

|  |  |
| --- | --- |
| 存続会社等の発行体コード（注２） |  |

　　　（注２）銘柄情報中の発行者略称（銘柄略称）も併せて存続会社の発行者略称（銘柄略称）に洗い換えます。

３．発行代理人及び支払代理人に係る事項（銘柄情報及び効力発生日以降を決済日とする申請データにおける発行代理人・支払代理人コード）

存続会社等のコードに洗い換える。

|  |  |
| --- | --- |
| 存続会社等の発行代理人・支払代理人コード |  |

４．資金決済会社に係る事項

存続会社等のコードに洗い換える。

|  |  |
| --- | --- |
| 存続会社等の資金決済会社コード |  |

以　上

別紙３

【短期社債振替制度】

合併等の効力発生日の前営業日における夜間バッチ処理にて、以下のとおり、区分口座の移管及び各種コードの洗換えを依頼します。

１．機構加入者に係る事項

（１）口座残高の移管

|  |  |
| --- | --- |
| 移管先機構加入者名 |  |
| 移管先機構加入者コード（上５桁） |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分口座の移管 | | | | | |
|  | 移管元  区分口座 | 移管先  区分口座 |  | 移管元  区分口座 | 移管先  区分口座 |
| (1) |  |  | (4) |  |  |
| (2) |  |  | (5) |  |  |
| (3) |  |  | (6) |  |  |

（注１）一つの移管元口座から複数の移管先口座を指定した移管はできません。

複数の移管元口座から一つの移管先口座を指定した移管は可能です。

（２）消滅会社等に係る効力発生日以降を決済日とする申請データ

　　　「（１）口座残高の移管」で移管先口座として指定したコードに洗い換える。

２．発行者に係る事項（銘柄情報及び効力発生日以降を決済日とする申請データにおける発行者コード）

存続会社等の発行者コードに洗い換える。

|  |  |
| --- | --- |
| 存続会社等の発行者コード（注２） |  |

　　　（注２）銘柄情報中の発行者名も併せて存続会社の発行者名に洗い換えます。

３．発行代理人及び支払代理人に係る事項（銘柄情報及び効力発生日以降を決済日とする申請データにおける発行代理人・支払代理人コード）

存続会社等のコードに洗い換える。

|  |  |
| --- | --- |
| 存続会社等の発行代理人・支払代理人コード |  |

４．資金決済会社に係る事項

存続会社等のコードに洗い換える。

|  |  |
| --- | --- |
| 存続会社等の資金決済会社コード |  |

以　上

別紙４

【投資信託振替制度】

合併等の効力発生日の前営業日における夜間バッチ処理にて、以下のとおり、区分口座の移管及び各種コードの洗換えを依頼します。

１．機構加入者に係る事項

（１）口座残高の移管

|  |  |
| --- | --- |
| 移管先機構加入者名 |  |
| 移管先機構加入者コード（上５桁） |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分口座の移管 | | | | | |
|  | 移管元  区分口座 | 移管先  区分口座 |  | 移管元  区分口座 | 移管先  区分口座 |
| (1) |  |  | (4) |  |  |
| (2) |  |  | (5) |  |  |
| (3) |  |  | (6) |  |  |

（注１）一つの移管元口座から複数の移管先口座を指定した移管はできません。

複数の移管元口座から一つの移管先口座を指定した移管は可能です。

（２）消滅会社等に係る効力発生日以降を決済日とする申請データにおける機構加入者コード

「（１）口座残高の移管」で移管先口座として指定したコードに洗い換える。

２．発行者に係る事項（銘柄情報及び効力発生日以降を決済日とする申請データにおける発行者コード）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発行者コード |  | 存続会社等のコードに洗い換える。（注２） | |
|  | 存続会社等の発行者コード（注３） |
|  |
|  | 洗い換えない。（注４） | |

（注２）存続会社等のコードに洗い換える場合には、銘柄情報の発行者名も併せて洗い換えます。

（注３）存続会社等のコードに洗い換える場合のみ、記入してください。

（注４）発行者コードの洗換えを希望されない場合には、当機構に別途御連絡ください。

３．機構加入者及び間接口座管理機関の指定販売会社契約並びに発行者の直接募集等に係る事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定販売会社コード |  | 存続会社等のコードに洗い換える。 | |
|  | 存続会社等の指定販売会社コード（注５） |
|  |
|  | 洗い換えない。（注６） | |
|  | 指定販売会社コードを保有していない。 | |
| DVP決済時に利用する日銀ネット資金決済会社コード |  | 存続会社等の利用するコードに洗い換える。 | |
| 金 | 存続会社等の利用する日銀ネット資金  決済会社コード（注７） |
|  |
|  | 洗い換えない。 | |
|  | 利用するコードを届け出ていない。 | |

（注５）存続会社等の指定販売会社コードに洗い換える場合のみ、記入してください。

（注６）指定販売会社コードの洗換えを希望されない場合には、当機構に別途御連絡ください。

　　　 （注７）存続会社等の利用する日銀ネット資金決済会社コードに洗い換える場合のみ、記入して　　　　ください。

４．日銀ネット資金決済会社に係る事項

存続会社等のコードに洗い換える。

|  |  |
| --- | --- |
| 存続会社等の日銀ネット資金決済会社コード |  |

５．受託会社に係る事項（銘柄情報及び効力発生日以降を決済日とする申請データにおける受託会社コード）

存続会社等のコードに洗い換える。

|  |  |
| --- | --- |
| 存続会社等の受託会社コード（注８） |  |

　　 　（注８）銘柄情報中の受託会社名も併せて存続会社の受託会社名に洗い換えます。

以　上